

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年8月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		山本今朝雄君
	三浦進吾君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	有泉善人君	福祉健康部長	小林修君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	清水春雄君	環境保全係長	鷹野久君
生活環境係長	三井浩君	障がい福祉係長	田中貴則君
児童係長	羽中田和幸君	保育係長	長田裕二君
健康企画係長	小林和彦君	保健指導係長	長坂千恵子君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 宗和 書 記 山岡 広司
書 記 石原 大助 書 記 松井 恵美

内容

- 1 敷島リサイクルステーションの移設について
- 2 甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針について
- 3 定期予防接種について
- 4 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について
- 5 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について
- 6 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の概要について
- 7 竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事について
- 8 視察研修及び意見交換会について
- 9 その他

開会 午前 9時29分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、五味委員におきましては、遅刻の旨連絡がありましたので、報告させていただきます。

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、各担当より次第にあります事項について説明、報告を受けたいと思います。

それでは、これより内容に入ります。

1、敷島リサイクルステーションの移設について、担当より説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、敷島リサイクルセンターの移設について説明をさせていただきます。

資料につきましては1ページになります。

まず、移設の理由でございます。このリサイクルステーションの移設につきましては、平成26年度の環境課の主要事業ということで、当初予算の説明時にもご説明をさせていただいておりますが、議員の改選期に当たりまして、新しい議員さんもおられますので、進捗状況を踏まえて報告させていただきます。

それでは、移設の理由でございます。敷島地区における資源ごみの回収拠点であります敷島リサイクルセンターは、合併前の敷島町がごみ減量化の1つの手段として、平成14年度に消防署の跡地を利用しまして設置しました。設置当初につきましては、皆さんもご承知のとおり、周りには何もない状況にありましたが、約10年の歳月の中で周りも宅地化され、いろいろな問題が発生してきました。まず、敷地が手狭なため、2台この敷地に車をとめてしまうと、もう3台目以降は道路のほうにとめるしかなく、週末やお盆、年末年始等には交通に支障があるようになりました。

次に、音の問題でございます。リサイクルセンター設置当初は24時間のリサイクルセン

ターということで行ってきましたが、先ほど述べましたように、センターの周囲も全て宅地化され、夜間の瓶や缶の音がうるさいという苦情が寄せられてきました。

最後に、資源物の盗難という問題まで発生してきました。これは24時間施設が常時あいているということで、アルミ缶やスチール缶といった金属類の資源物がたびたび盗まれてしまうという事態が発生してきました。このような問題を解決すべく、敷島リサイクルセンターの一部業務形態を変え、移転をすることとなっております。

次に、移転場所でございます。もとの敷島町の役場、道路を挟んだ西側駐車場でございます。敷地的には広いですが、中銀のATM、それから既存倉庫もあります。このため、駐車場の南側を利用しての移設でございます。

続きまして、工事内容でございますが、昨年竜王地区に設置したものと同様な、鍵付きのシャッターの5連式倉庫でございます。建築床面積は51.62平方メートルでございます。

収集予定品目につきましては、従前どおりということです。

次に、利用時間でございます。リサイクルセンター設置当初は24時間体制ということで行っていましたが、冒頭しましたように、騒音、盗難といった問題が発生してきている以上、解決、解消を図るために時間制を取り入れます。このため、利用時間については朝の7時から夜の7時までの12時間を考えております。

次に、移設の経過状況でございますが、リサイクル倉庫ということになります。倉庫でありましても建築物ということになります。ということで建築確認をとらなければなりません。このため、設計をして建築確認をとり、それから工事という工程を踏まなければなりません。ということで、平成26年5月26日付で設計の管理委託を契約しました。それから、ここには書いてございませんが、平成26年7月4日付で山梨県より建築確認の許可を受けました。それから、平成26年7月31日に工事契約となりました。同じく平成26年7月31日に敷島地区の自治会連合会の定例会において、概要の説明をさせていただきました。平成26年10月1日より運用開始を予定しております。

最後になりましたが、施設配置予定図ということで、参考までに2ページになります。詳細な配置図がありますので、ごらんいただきたいと思います。一応ここには建築確認の関係上、図面の上のほうには本来的には中銀さんのATM、それから、倉庫等もありますが、一応そこを外した形の中で建築確認を受けている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ今24時間体制で7時から7時ということなんですけれども、この時間の周知はどんな感じで考えている。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 時間の周知につきましては、現状の既存あるリサイクルセンターに場内掲示板という形で、もう設置してございます。なおかつホームページのほうにも掲載をしております。先ほど申したように、自治会連合会の定例会のほうにも出席しまして、ご説明をさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、あともう1点、管理状況だけでも、今の状況だと24時間体制の中で管理をする、当日のあそこにいる人が、8時から夕方までだったと思うんだけど、その辺の管理人というか、その辺の体制というのは、この竜王と同じ体制になるのか。どんなぐあいで行っていくの。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 委員さんのおっしゃるとおりで、そういった方向で進めたいと思ひまして、今後あと1カ月近くございますので、委託しているシルバーさんとも協議しながら、12時間フルに見ていただくということはなかなかお金の問題もありまして、無理です。その辺は細かく協議したいと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、問題になるのは、今まで24時間やっていたということで、一応ホームページとか、あそこでやるんだけど、やっぱりそういう面において夜中に持ってきて置いていくというような事態が発生することがあるので、そういう点について監視カメラとか、そういうものは設置、ダミーでもいいけれども、防犯カメラを設置してありますという状況の中で、多分今までの流れの中でそういうことも来ると思われますね。その辺の対応は何か考えていますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 資源物ですから、一晚に一山、二山というほどはなかなか来ないかと思っておりますので、その辺は状況を見た中で、今後検討していこうかなと思っております。以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今いろいろ移設の理由とか経過をるる説明していただいたんですが、この中でちょっと気になったのは、これは自治会連合の定例会の都合だったんだろうと思うけれども、遅いんですね、概要説明が。自治会に対するね。もっとやっぱり騒音とかいろいろなもし理由があるのであれば、この設計監理業務の契約する前に、やっぱりそういう事業をやる場合は説明会等も開いて、当然いろいろな課長が今説明されたような理由が、またはその中でも出てくると思うんですよ、そういう説明するとね。だから、事業をやる場合はできるだけ早く周辺とか自治会に説明していただけるようなものをとっていただきたいと思うんですが、どんなものでしょうかね、その辺。

○委員長（小澤重則君） 有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 今、議長がおっしゃられたとおり、事業の進捗状況を市民の方々に事前に早目に、早目にお知らせしていくということは非常に重要なことだと思っております。今回のこの事業につきましても、やはり私の感覚としましても、市民の方々への周知の時間がちょっと少ないかなということもありますし、これが今後甲斐市全体で同じような形の双葉地区についても同じ時間帯の収集方法になっていくことも考えられます。その辺も含めて市民の方々への十分な周知、ご理解をいただくためにも、この辺の作業についてはしっかりと担当と話をし、指導して、皆様のご理解をいただけるように対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） この今図面を見ますと、プレハブの高さが2メートル62ぐらいござ

いまして、裏のほうの、これフェンスですかね、それとも塀ですか。2メートル57と載っているような気がするんですけども、その辺で先ほど音がというお話が出たんですけども、この近所のお家に音の問題で苦情が出る可能性があるだろうと思いますが、その辺に関してはどんなふうを考えているか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 片側1軒隣接しているところで、今それ以外については、宅地化されているんですけども、まだ分譲で買い手がついていない状況にあります。それで、その方につきましては、もう既に昨年と、それからことしになりましてお話のほうは説明をさせていただいております。そこでも念を押された中で、7時から7時だね、それじゃ大丈夫だよということで話のほうは了解していただいております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○議員（三浦進吾君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

保坂副議長。

○副議長（保坂芳子君） 今まであった場所の利用というのは、今後どんなふう。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 既存の場所につきましては、今後はストックヤードという形で利用を考えております。要するに一時保管、ここがいっぱいになったら、あちらに置いておいたりという形を考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で1番、敷島リサイクルステーションの移設についてを終了いたします。

次に、環境課のその他に入ります。

環境課より報告がありましたらお願いします。ないですか。

次に、環境課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 峡北広域の問題だけれども、峡北広域、この間、山日の新聞に地元説明会をやって、今後どうするかというようなことがあったというふうな新聞に載ってましたけれども、その辺について甲斐市として、向こうへ傍聴に行ったのかどうかわからないけれども、どの辺の状況を把握しているのか、その辺はどうですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 当日、地元説明会のほうにも私のほうも出席しております。それで、対策委員会としては、9月ごろをめどに結果のほうを出す予定でいるようですので、大体9月ぐらいまでには大まかの話が決まるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ以上で環境課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開いたします。

次に、2番、甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針についての前に、長寿推進課のその他を行います。

長寿推進課より説明をお願いいたします。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。長寿推進課より敬老福祉大会の日程等につきましてご報告させていただきます。

本年度第10回目となります甲斐市敬老福祉大会につきましては、10月11日土曜日に敷島体育館にて開催いたします。大会の内容につきましては、9月に開催します敬老福祉大会実行委員会で催し物、演芸等の内容を最終決定していきませんが、昨年以上に楽しい大会となるよう準備を進めてまいります。

現在のところ、敷島小学校、竜王大生園、文化協会、甲斐ハーモニカクラブ、宮城県大崎市主催のフランク永井コンクール優勝者、中国雑技団等の催しを予定しております。

参加者につきましては、自治会、老人クラブを通じまして、参加者を取りまとめているところであります。

なお、敬老福祉大会はことしで10回目を迎えます、来年平成27年度からの敬老福祉大会につきましては、参加者数の伸び悩み等から、敬老福祉大会実行委員会の中で見直し等を検討していく予定であります。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で長寿推進課のその他を終了いたします。

ここで一部職員が退席いたします。

次に、2番、甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針について、担当より説明をお願いいたします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） おはようございます。

それでは、福祉課より2番目の案件でございます、甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針についてお願いいたします。

資料の3ページをお願いします。

まず、1の概要でございます。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号「障害者優先調達推進法」）が、平成25年4月1日に施行されました。

この法律は、国や地方公共団体等が物品等の調達に当たり、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品等を調達することにより、障がい者就労施設等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の自立の促進を図るために制定されたものでございます。国や地方公共団体等は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めることになっておるものでございます。

そのため、本市におきましても、国の基本方針及び山梨県の調達方針に準じて調達方針を定めるものでございます。

2の方針の骨子でございます。7項目ございまして、1の目的から適用範囲、調達の推進方法、調達の対象となる障がい者就労施設等、調達を推進する物品等、物品等の調達目標、調達方針及び調達実績の公表の7項目から骨子となっております。

3のスケジュールでございます。昨年度25年度、自立支援協議会の事業所部会を中心に調達可能な物品等及び事業所調査を行いました。あわせて一部可能な就労施設にも既に調達を実施してまいりました。今年度に入りまして、7月に庁内会議をしまして、調達方針案を策定しまして、本日8月厚生環境常任委員会へご協議をお願いしまして、この後、方針決定を市のホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

4番の昨年度の調達実績でございます。物品の区分としまして、小物雑貨、件数238件、調達額が148万2,484円。内容はティッシュペーパー、トイレットペーパーでございました。もう1件は食料品21件、金額が17万2,530円。内容はパンでございます。合計で259件、調達額の実績額が166万5,014円でございます。これが昨年度の実績でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

これが平成26年度の甲斐市の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。以下、これを毎年年度ごとに定めるものになっておりますが、基本的な部分は構成は大きく変更になるものではございません。先ほど言いました骨子でご説明しましたように、1の目的から法にのっとり定める調達方針でございます。

また、2の適用範囲は、本市の全ての機関における物品等の調達に適用するものでございます。

3の調達の推進方法。5項目ございます。障がい者就労施設等からの物品等の調達については、分野を限定することなく、また、可能な限り多くの障がい者就労施設等から調達するよう努めるものとするものでございます。

また、2番としましても、調達の推進のために必要な情報提供を行う。

3としまして、物品の調達等は国や県における障がい者就労施設とかの基本方針、調達方針、また、本市における各施策等の調和を図ることといたします。

4としまして、就労施設等からの物品等の調達は随意契約により行うものでございますが、適正な執行並びに競争性や透明性の確保を留意し、障がい者就労施設等から調達し、配慮するよう努めるものでございます。

5は障がい者就労施設からの同じく物品の調達については、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものでございます。

4の対象となるこの調達の対象となる障がい者就労施設等でございますが、大きく3つ確認されております。(1)にございますよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものに準ずる施設でございまして、規定する施設でございまして、大きく5つございます。①の就労移行支援事業所、②の就労継続支援事業所、A型、B型、③の生活介護事業所、④の障がい者支援施設、⑤が地域活動支援センターでございます。

(2)は障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所がございまして、これも2つございます。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業所でございます。

②としまして、重度の障がい者の多数雇用事業所、これは要件がございまして、障がい者の方の雇用者数が5人以上、また、障がい者の方の従業員の割合が20%以上。ウとしまして、雇用障がい者の占める重度身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上という要件がございます。

最後の3点目、括弧は、障害者雇用促進法に基づく在宅障害就業障がい者等でございます。これも2点ございまして、①としましては、ご自宅において物品の製造、役務の提供等の業務を行う障がい者の方、在宅就業障がい者の方でございます。

②としましては、これら在宅就業障がい者に対する援助、支援の業務を行っている団体に対するものでございまして、在宅就業支援団体という規定になっております。

5番でございます。調達を推進する物品等でございますが、本市が調達を推進する物品等は、以下のとおりと定めたいと考えております。物品と役務の大きく2点に分かれまして、物品につきましてはごらんのように事務用品、食料品等、小物雑貨、その他。役務につきましては印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理、その他役務となっております。

また、米印がございましたように、これらのものは調達を推進する物品の一例でございます。また、本市において調達可能な物品等であれば上記以外も対象とさせていただきたいと考えております。

6、物品等の調達目標。調達目標は前年度の調達実績を上回ることを目標とするよう毎年努めてまいりたいと考えております。昨年度25年度が165万5,000何がしでございましたので、26年度はその目標、実績を上回ることを目標としたいと考えております。

7の調達方針及び調達実績の公表でございます。2点ございまして、本市における障がい者就労施設で行う物品等の調達方針については、市のホームページ等により公表したいと考えております。

また、調達実績につきましても、会計年度の終了後、実績の概要等を取りまとめ、同じくホームページ等により公表したいと考えております。

以上が甲斐市の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針についてでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 目標が前年以上ということなのですが、去年の場合はそんなに本格的なものじゃないんで、ことしからは規則等定めてやるんですが、もう少し数字的な目標というのは特にないんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 既に昨年を上回るという目標を掲げておりますので、具体的に数字は先ほど言いましたように、昨年の最低限でも上回るものをというふうに考えております。また、全庁的な体制で積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 余りよくわからないから、ちょっといろいろ教えてもらいたいんですけども、このスケジュールで去年調達可能な物品とか、あるいは事業所の内容の調査とかというふうに行ったということのようですけども、この内容というか、結果というか、例えば何という施設、どういう事業所にどのぐらいの人数のこういう関係の方がいて、そこでは何ができる可能性があるとかと、そういうことはご説明できますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 昨年度、市の自立支援協議会の中に事業者部会という部会がございまして、甲斐市内の事業所関係者で構成するものでございます。本市のこの調達物品の対象となる事業所数でございますが、9事業所でございます。9つ対象事業所がございまして。対象となるものは物品提供が8つ、8事業所でございます。残りの一つが役務、これは除草とか清掃など行う役務が提供できるというもので、物品の中身につきましてもパン、またクッキー、そうした食料品関係が中心となっております。また、小梅、ブドウ、柿、シイタケなどの農産物、また、バイオディーゼル等も年間200リットル供給可能という事業所がございまして。そういったところで9つの事業所が本市には対象となっております。また、県内では74事業所が提供可能ということで伺っております。

また、その就労者の数等につきましては、ただいまちょっとデータが手持ちがございませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 対象となる障害者施設の中に障害者の雇用数が5人、20%、30%云々とありますよね。こうなると相当幅広く業者さんの枠が広がっていくような気がするんですよね。去年はどうもこの商品とか物品を見ていると、ちょっと限られ過ぎているような感じがするんですけども、これは積極的にどんどん推進するというのであれば、やっぱりこういう可能性のあるところにはどんどん声をかけるということはされるということですね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 斉藤委員のおっしゃるとおりでございまして、去年が大まかに実績等もスタートさせて、本年度本格的に調達方針を定めさせていただきまして、全庁的な障害者の皆さんの就労に対する支援体制を整えていくという準備が整ったと考えております。

また、先ほど言いましたように、市の自立支援協議会の事業者部会との連携を持って、障害者の各施設で提供できるものを積極的に、これを雇用の就労拡大のチャンスと捉えていただけるよう、障害者の皆様にも周知を図らせていただいて、今後これらの調達品が増加していくよう、市としても支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 4番の就労施設等で、これは1から5番まであるんですけども、これは先ほどの説明では9事業所とあったんですけども、この9事業所の内訳というのはこの中の5番の中でどこにこの事業所が幾つあって、これはどういう状況になっているか。

○委員長（小澤重則君） データはありますか。

田中係長。

○障がい福祉係長（田中貴則君） ①番の就労移行支援事業所につきましては、市内3事業所、就労継続支援事業所につきましては、市内が2事業所、3番、生活介護事業所につきましては、市内6事業所、4番、障がい者支援施設につきましては、市内2事業所、5番、地域活動支援センターにつきましては、市内事業所がございません。なお、今言った事業所の数につきましてはダブっている事業者がございますので、課長の説明した9事業所にはなりませんけれども、以上のような状況になっております。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、今自立支援協議会というものがあって、ここと連携を図ることが大きなこの事業の中心となると思うんですけども、これと市との関係ですよね。この自立支援はどんな形でもってこの事業に対して位置づけがあるのか、その辺のところは。また、協議会のメンバーとか、そういうのがどういう構成になっているのか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 自立支援協議会の下部組織として事業所部会というのがございまして、本市の障害者関係の全施設がご加入していただいております。定期的に年数回定例会を開催しております。本日のような優先調達法に関する検討、また、今作成しているのが事業所マップというものを整備しております。市内の事業所でこれらの調達できる物品もあわせてどういった活動を行っているというものも事業所部会の皆さんが中心になって作成していただいております。10月にまた委員さん方にお配りできる冊子にして、今校正を進めているところでございます。そのような活動を積極的に行っていただいておりますので、市としてもそういった事業所部会と両輪のように足並みをそろえて事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、この今、前年度の実績が調達内容3種類ですよね。そして結局こちらの5番の推進をする物品等についてはこれだけ範囲が広いというような形の中で、当然この金額をふやしていくためには、やっぱり幅を広げていかなければ金額もふえていかな

ということになるかと思えますよね。その点について今後ここにあるような関連する各施設でもってこういうところにつながるような施設があるんですか、実際問題。この物品がここに上がっていますよね。それで、あと今回25年は3種類だということで、この中にこれだけ範囲が広いんだけど、可能性としてはどうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今現在先ほど9事業所の中の物品、例えばパンとかクッキー、またトイレットペーパーとか、または農産物、そういった、あと役務も1事業所、除草とか清掃などが提供できるということで、項目がございますが、5番にあるところも随時事業所として今後検討、研修をしていただいて、これから障害者の皆様の雇用拡大チャンスにつながるということで、事業所のほうも積極的に取り組んでいただいておりますので、ちょっと長い目で見えていただくことも必要ではないかと考えておりますので、今後これらの項目以外にも随時可能であればどんどん参入が可能になってくると思いますので、そういった部分で市としては支援は当然ですが、ちょっと長いスパンでも捉えていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はございませんか。

保坂副議長。

○副議長（保坂芳子君） これはすごく推進が具体的に市のほうでしていただいて、本当にありがたいと思うんですけども、この障害者の事業所、それから障害者というのは、あくまでも手帳を持っている人でしょうかね。何級とかというふうになっている人でしょうか。というのは、5ページの2番に障害者雇用促進法に基づく在宅就業というのがあるんですけども、その辺のところの対象ですね。対象の方についてお伺いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 在宅就労につきましては、今本市で具体的に言いますとパソコン、車椅子の方で非常にパソコンの技能がたけている方がいらっしゃいます。そういう方は身体障害者、等級で言います1級相当のものをお持ちの方なんですけど、そういった対象となるのは身体、知的、精神の各3つの手帳をお持ちの方が対象となります。そういった中で、等級

とかは特に重度の方も軽度の方も対象になっておりますので、いわゆる手帳をお持ちの方も全部が対象としたいと。そういった方々の就労を支援していくという法律の趣旨でございますので、そういったことで幅広く障害者の方を対象としたいと考えています。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○副議長（保坂芳子君） 関連するんですが、それは大変ありがたいことです。

もう一つやはり……

○委員長（小澤重則君） ちょっと、そのことじゃなければまずいです。

○副議長（保坂芳子君） ええ、そのことです。その今対象を伺ったわけなんですけれども、手帳を持っている全部一応対象になってくるんですが、持ってない方でもグレーゾーンとか、そういうところでもう本当に就労できないという方もあるわけなんですよね。そういったところまで今後市として手を差し伸べていってあげたいなという気があるかどうかお伺いしたいんですが。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、対象となるこの法律につきましては、いわゆる障害者就労施設等に対象となる事業所と、あと在宅の障害者という、この法律の趣旨から言いますと、今言った対象者は限定されてきます。保坂副議長が言われたそれ以外の方につきましては、市としましては、来年度また当初予算のほうでご協議をお願いしたいと考えておりますが、生活困窮者自立支援法というのが来年度4月に施行されます。その法律は生活保護になる前の方々を自立に向けて支援していくという制度でございます。それらが障害手帳をお持ちでない方もある程度カバーできる部分もあるのではないかと考えておりますので、そういった部分で対応を市としては予定しているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほどの実績がございました。259件と165万と。259件のもし内訳がわかれば、どういうものが多いのかちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○委員長（小澤重則君） 細かくなくて大ざっぱで言ってください。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 昨年度の実績の事業所ですが、まず3事業所でございます。中身は小物雑貨、先ほど3ページにございますように、3ページの中で言いますと小物雑貨の事

業所が2事業所、食料品の事業所が1事業所でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今のお話を聞きますと、調達を推進する物品がこれだけあるわけです。

その中で事業所がまだこういう事業をなさっていないということで、逆に言うと市のほうからそういう事業所にいろいろな例えばこういうものを確保してほしいとかという要望なんかは、あるいはそんなようなお願いをするということも考えておるかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 市のほうでも積極的にこういった部分が甲斐市の中で必要とされているのではないかとすることは当然情報提供、先ほど言いました自立支援協議会の事業所部会の中でも議論なり協議させていただいております。ただ、あくまでも事業所の体制、また規模等もやはり考慮しなければなりませんので、いずれ事業所と先ほどお話ししましたように、一緒に両輪のように市と支援をしていくというふうな趣旨で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございせんか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 障害者の物品等を調達するということは、要するにそういうものでこの施設、事業所等を助けるみたいな趣旨だと思うんですけども、現実に現在さっき9事業所と言いましたよね。市でこの事業所に対して行っている、例えば予算的なものとか、何かそういうものがあつたらちょっと教えてもらいたい。

○委員長（小澤重則君） 田中係長。

○障がい福祉係長（田中貴則君） 資料の3ページにございます小物雑貨、調達内容のティッシュペーパーがあると思いますが、このティッシュペーパーにつきましては、予算措置として総務課のほうで単価契約をしているような状況であります。

○委員長（小澤重則君） いいですか。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今現在は市としては各事業所に補助金なり助成金というものは支出しておりません。ただ、数年前にそういった自立支援事業の就労スタッフを養成事業という国の緊急雇用事業がございまして、それらで市内の事業所6事業所に助成金を交付したことが3年前にございます。今現在は主に障害者総合支援法に基づくサービス提供の中で事業

所さんにはサービス提供を行っている部分がございますので、市として今現在は補助金などは支出してございません。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） できましたら9事業所ですか、実際甲斐市にあるこの9事業所の実態みたいなものをこの1枚の冊子というか、こういう何か紙に書いたものを印刷物をもらうわけにいかないですかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） では、後ほど議会事務局を通じて資料のほうを提供させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で2番、甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針についてを終了いたします。

次に、福祉課のその他に入ります。

福祉課より報告がありましたらお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 2点ございます。まず、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の状況をご報告させていただきたいと思います。

この2つの給付金につきましては、先月7月14日から申請受け付けを甲斐市でも開始させていただきまして、10月15日、3カ月間まで申請期間を設けさせていただいております。

先週8月22日金曜日までの状況をご報告させていただきます。まず、臨時福祉給付金でございますが、申請件数が5,176件ございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、4,322件でございます。2つを合計しますと9,498件でございます。これの処理率、パーセンテージでいきますと、まず、臨時福祉給付金につきましては54%でございます。子育て世帯の給付金につきましては67%でございます。全体で2つを合わせると59%という状況でございます。ちなみに対象となる世帯数でございますが、臨時福祉給付金が9,578世帯、子育て世帯臨時特例給付金は6,448世帯、合計で1万6,026世帯でございます。人数でお話ししますと、臨時特例給付金の対象者数は1万2,251人でございます。子育て世帯の給付金

につきましては1万492。合計で対象者数は2万2,743人でございます。

以上が先週8月22日金曜日までの状況でございます。今後まだ申請をされてない方に対しては、9月頭から上旬にかけて再度申請のご案内を差し上げたいと考えております。10月15日の水曜日までが申請期限となっておりますので、対象となる方には全員が給付されますよう事務のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先月お約束しました生活保護制度の概要をまとめた冊子を本日の委員会資料と一緒にお配りさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。生活保護制度につきまして、各委員さん方に必要最低限の部分を抜粋させていただきましたので、ご理解をいただきたいと考えておりました。策定した資料でございます。時間の関係がございますので、全部お読みすることができませんので、恐れ入りますが、12番の最近の保護の動向についてだけお話しさせていただきたいと思っております。

お手元の資料でいきますと12ページ、13ページからになります。

これは全国的生活保護の世帯の状況、また山梨県の世帯の状況の表となっているものが12ページでございます。5月現在の数字になっております。県からいただいている直近の数字が5月ということでもとめてございます。ごらんのように、全国の状況は159万世帯が生活保護を受けておまして、人的には215万9,000人の方々が保護を受けている状況です。全国の平均的で見ますと高齢者世帯が半分近く、47%を占めております。以下、その他世帯、このその他世帯は18歳から64歳までのいわゆる稼働世代と言われているものでございまして、高齢者、障害、傷病、母子に含まれない世帯を指すものがその他世帯と言われているものでございます。それが17.8%となっております。

続きまして、県内の状況でございます。ごらんのように、保護率順に順位が並べかえてございますが、甲斐市が6番目になっております。5月の時点で甲斐市が387世帯、506人、保護率が0.69となっております。以下、高齢者154、障害が39、傷病が107、母子が31、その他が56という世帯の内訳でございます。県下では甲府市さんが2,168世帯、2,783人という状況でございまして、2番目が笛吹市さんです。世帯が509、人員が620。3番目が甲斐市。人数で見ますと甲斐市は3番目という状況になります。

13ページはこの5月末でまとめた状況でございます。昨年の4月から折れ線グラフが人員、人数を示しておまして、棒グラフが世帯数でございます。ごらんのように、右肩上がりに甲斐市も保護の人員が伸びておまして、ごらんのように、①の高齢者世帯が毎月伸び

ております。全体の約40%、また、傷病、障害者世帯も40%を占めている状況でございます。ちなみに8月1日の数値が出ておりますので、そちらについてメモをしていただければと思います。合計だけでご報告させていただきます。被保護世帯397、10世帯ふえております。397世帯、被保護人数が520人。これが8月1日現在の数字でございます。

以上が生活保護制度のパンフレットについての説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 報告がありました。

質疑等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようでしたら、質疑を終了します。

次に、福祉課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ以上で福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。休憩とりますか。

じゃ、35分再開でお願いします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時34分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します

次に、3番、定期予防接種について、担当より説明をお願いいたします。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 引き続きまして、健康増進課……

○委員長（小澤重則君） 課長、こっちでやってください。

○健康増進課長（清水春雄君） 失礼しました。引き続きまして、健康増進課になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、資料でございますが、6ページをお願いします。

定期予防接種についてということで説明をさせていただきます。

今回の定期接種につきましては、国の定期接種の予防法の一部改正によりまして、今まで任意だった水痘と高齢者肺炎球菌ワクチンの2件がことしの10月1日より定期予防接種に変更、追加されるものでございます。

では、初めに、真ん中のところに表がございますが、これは定期の予防接種でございます。予防接種法に規定されました疾病に対する予防接種でございます。接種種目によりましてA類とB類に分類されております。まず、A類の関係ですけれども、これは疾患の発生、集団の蔓延の防止をするということで、集団的な予防を含むということに重点を置いているものでございまして、B疾病におきましては個人の発病、それと重症化を防止し、ひいてはその集団蔓延防止へと結びつけるというふうな内容の2つのA類、B類の分類でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その表の中にありますように、改正に伴いまして予防接種法の改正に伴いまして、A類疾病に水痘が追加され、11件から12件に、そしてB類疾病に高齢者肺炎球菌が追加されまして、1件から2件となり、全体で定期の予防接種は12件から14件へと改正されたものでございます。

それでは、初めに、1の水痘でございます。これは俗に水ぼうそうと言われまして、水痘帯状疱疹ウイルスによる感染症によって全身に水泡性の発疹が出る病気でございます。感染経路は主に空気感染とか接触感染で、潜伏期間は2週間程度で、主に小児がかかる感染症でございます。

次に、改正内容でございます。7ページの表で説明させていただきます。

適用が26年の10月1日からということで実施になります。

接種の対象は、そこにもありますように、1、2歳児を対象とします。ただし、経過措置が設けられております。これは平成26年度に限り3歳、4歳児をも接種の対象とするという経過措置で、26年に限りましては1、2歳児とあわせて3、4歳児も今年度に限っては対象とするところでございます。

ただし書きにありますように、既に水痘にかかった者は対象外となるか、任意の水痘ワクチンの接種を今まで受けた者は接種した回数分の接種を受けた者とみなすというふうな規定がございます。

次に、接種方法、回数ですが、これは合計2回、間隔を3カ月以上置くというものでございます。また、これも経過措置としまして、平成26年に限るわけでございますけれども、3、4歳児については1回接種ということでございます。経過措置に関する3、4歳児は本

年度1回ということでございます。ただし、今まで1回も接種していない者に限るということがございます。

次に、対象者への周知でございますが、これは定期予防接種として指定されたため、接種の対象者になる者に対しまして、個人通知を送付して、より確実に周知に努めるということと、また、10月からの出生届けの受け付けをするわけでございますけれども、その窓口で新しい予防接種手帳を新制度の説明とあわせて配布していきたいと思っております。また、広報、ホームページ等におきまして、それと乳幼児健診等におきまして、機会があるごとにお知らせをしていくよう努めてまいりたいと思っております。

次に、接種医療機関でございますが、これは市内の指定医療機関ということで、24医療機関、そして市外で114医療機関を予定しております。なお、接種費用につきましては、全額市で負担ということですので。

続きまして、2の高齢者肺炎球菌でございます。これは肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気でありまして、感染経路としては主に飛沫感染で、重症化すると合併症などを引き起こし、生命の危機に陥ることもあり得ると。甲斐市では現在65歳以上の者を対象に高齢者肺炎球菌の今現在任意ですけれども、その任意の接種に対して一部助成金を実施しているところでございます。10月からは今度は定期の予防接種になりますので、年齢が制限されてきます。法改正の周知、そしてまた65歳以上の接種勧奨という点で、本年度、いわゆる27年3月31日までは10月からの定期予防接種と併用した形で実施していただきたいと思っております。

改正内容の概要でございますが、まず、表の左側が現在行っている任意の予防接種事業でございます。現在、市で実施している任意予防接種費用の一部助成金でございますが、表右側の今度10月から定期予防接種に指定される内容でございます。

新たな改正により実施することになります定期予防接種について説明をさせていただきます。右側の表をごらんください。

適用の時期は26年10月1日からでございます。

次に、接種対象ですが、これはやはり経過措置がございまして、26年10月1日から30年までの5年間は年度末の年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳という5年刻みの者を対象としています。

また、26年度に限りましては、年度末がこの100歳以上、いわゆる100歳までが定期になっていますから、101歳以上の者も対象とするということで、26年度限りの経過措置がござ

います。そして、この経過措置5年間で終了した平成31年度からは本実施ということで、対象者が65歳の者に限定されています、基本的に。ただし、60歳から64歳の者で心臓とか腎臓、呼吸器、また人免疫不全ウイルス等の免疫機能に障害を有する者は対象となるという例外規定はございますけれども、基本的には65歳の者というふうなものに31年度から変わっていくということです。その経過措置を5年間で行っていく。

次に、接種回数でございますけれども、これは1回ということでございます。これは1回の助成を出していくと。

次に、助成額でございますけれども、この接種は予防接種法B類疾病に分類され、同じB類疾病でありますように、インフルエンザの予防接種がB類になっているんですけれども、今現在高齢者のインフルエンザ予防接種一部助成を行っているところでございますので、それと同じ分類の位置づけになりますので、同様な扱いとし、一部助成とし、助成金額については左の欄の現在実施している65歳以上の高齢者肺炎球菌予防接種の助成額と同額の上限を5,000円までとするものでございます。ただし、低所得者である生活保護世帯については全額助成としています。

次に、対象者への周知でございまして、これは定期予防接種で指定されましたので、接種の対象者となる者に今までに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのない者に対しまして個別通知を送付し、周知の徹底を図るとともに、また、市の広報紙やホームページ等においてもお知らせしていく考えでございます。

次に、指定医療機関でございます。これは市内の指定医療機関としては30医療機関、市外150の指定医療機関を予定しております。また、現在、任意接種予防としております高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用一部助成事業につきましては、表の左側のとおりでございますので、よろしくお願ひするとともに、これは10月から定期予防接種に移行しますが、今年度、いわゆる3月31日まではこの助成事業を現行の内容で定期予防接種と併用して継続していくこと。

以上で予防接種の一部改正についてでございますけれども、概要説明とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願ひいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと教えてほしいんですけど、これは6ページの右のほうの表

ですか、ジフテリアからずっとあるじゃないですか。これ例えば去年もしくは前々年度にこの疾病にかかった患者数というのは発表できるものですか。いろいろ合併症とか何かあると思います、そういうのはいかがでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） これは、予防接種法で定める予防接種があるんですけども、これは予防接種の回数、また期間の定めにおいて、それに基づいて実施するものでございますけれども、特にうちのほうではその者の全員のこれにかかったとか、そういうものは把握しておりません。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） かからないのがいいとは思いますが、じゃ、そういう数は把握はしていらっしやらないという。例えば予防接種をするだけけれども、どのくらいかかっているからこうやるんだとか、かかってない者はどうするんだとかいう話はまだ行われていないということでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） これは冒頭の題目にある定期の予防接種ということで、予防接種法に定められておりますから、そこのところをうちのほうではできるだけ1人でも予防をしておけば、しなかったときよりも予防の効果はあるというふうな考えのもとに、そのほうのことの周知とか、個人通知等を出す中で、できるだけするようにという勸奨に向けて努力しているところでございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと説明の中で、今、対象者に対する通知のところ、これは今3,700人いるよね、個別通知。これはいつごろ出すんですか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 10月1日からの施行になります。実施になりますから、当然今8月末ですから、9月にはもう準備をしまして、早目に出す予定でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これはじゃ、やっている人とやってない人というのは市のほうでわかるわけですね。やってない人に対してじゃなくて。

○委員長（小澤重則君） 長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 水ぼうそうにつきましては任意の予防接種でしたので、もともと任意の場合は市町村に報告する義務とかはありませんでしたので、こちらで数のほうは把握していませんので、年齢で該当になる人に全て出すという、そういう予定であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、先ほど内藤委員の個別通知のそれに関連することなんですけれども、接種対象のところで生後36カ月から60カ月に至るまでの間にある者とあるんですけれども、この個別通知がゼロ歳から4歳までで3,700人とあるんですけれども、その60カ月というと5歳ですよ。その辺はどういう解釈。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 表現がちょっと紛らわしくて申しわけないんですけれども、60に至るまでですから、そこの手前ですから。

○委員長（小澤重則君） 手前だから4歳ということだ。

○健康増進課長（清水春雄君） 大変申しわけありません。紛らわしい説明で、こういうふうになってしまして。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○議員（清水正二君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 水痘と言うと、名称を聞くときもありますけれども、水ぼうそうのほうが多いような気がするんですけれどもね。今までこの水ぼうそうでお子さんがかかったとかというような数字的なことがわかっているか、また、その辺はどのくらいいたか、もしそういう点でわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） わかりますか、清水課長。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 大変申しわけありません。今現在ちょっと把握してございません。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 水ぼうそうの医療費というのは費用的には幾らぐらいなんですか。その辺把握をなされておりますか。

○委員長（小澤重則君） 予防接種の値段ということですか。総額、人数分。それがわかるということ。もうやっているか、やってないかにして。じゃ、単価をお願いします。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 水ぼうそうの予防接種の1回分の単価ということなんですけれども、今ちょっと先生方と調節をしているんですけれども、こちらのほうで考えている金額としては8,610円ということで考えて今調整中です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

保坂副議長。

○副議長（保坂芳子君） この高齢者肺炎球菌なんですけど、経過措置もあって、平成31年からはもう65歳のときに、この1回限りということでやるわけだから、その後というのはできないということですよ。65歳のときだけということですよ。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） そのとおりでございます。65歳に限るとということで31年度からになります。ですから、経過措置を国のほうで設けたと同時に、うちのほうも65歳の任意のものをやっていますから、その間に勧奨等で進めていくつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） すみません、この高齢者の肺炎球菌の予防接種ですけれども、助成額が3分の2、5,000円を上限に助成とありますけれども、ということは、これは単純に言うると2,500円個人負担ということですか。平均で2,500円ということではよろしいのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） そのとおりでございます。

○議員（滝川美幸君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で3番、定期予防接種についてを終了します。

次に、健康増進課のその他に入ります。

健康増進課より報告がありましたらお願いいたします。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） その他のお願いですけれども、こちらのほうに今まで説明しましたように、法改正がございましたから、その予防接種事業に対しまして通知、ご案内等の事務経費とか予防接種の医療機関への委託料を今度の9月定例会におきまして補正をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 次に、健康増進課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ以上で健康増進課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、4番、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について、担当より説明をお願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課からお願いいたしますものは、この9月定例会に上程いたしまして、制定をお願いいたします条例の概要についてであります。お手元の常任委員会資料9ページをお開きください。

まず、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要につきまして説明いたします。

この条例制定の背景といたしましては、新しい子ども・子育て制度におきまして、国は主といたしまして3歳未満児を対象とした定員20人未満の保育事業などを家庭的保育事業等と位置づけたところであります。また、これらの事業の認可については市町村が行うということとされたため、各市町村におきまして改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づく条例を定める必要が生じたところであります。

条例で定めることとなります主な内容であります。まず、各事業の種類ですが、家庭的保育事業等は、表にありますとおり、その規模などによりまして4種類7区分の事業に区分されることとなります。1つは、保育者の居宅などで行うこととなります家庭的保育事業、2つ目が、6人から19人程度の子供を保育する小規模保育事業のA型、B型、C型、それから、3つ目は、子供の居宅に伺って保育する居宅訪問型保育事業です。これは地域的に受けるサービス施設がない場合や障害などによって支障があるという場合、対象になるものであります。最後に4つ目が、事業者が従業員の子供などのために設置する事業所内保育事業であります。

次に、各事業の職員配置についてであります。それぞれの事業ごとに表にございますとおり、職員を配置する必要があります。家庭的保育事業等の中でより規模の大きい20人以上の事業所内保育事業や小規模保育事業のA型、B型におきましては、保育士であることが求められるものに対しまして、その他の家庭的保育事業等におきましては、保育士と同等以上の知識及び経験を持つと市町村長が認めた場合にはおきましては、職員として認められることとなります。また、職員数の配置基準につきましても表にあるとおりであります。

10ページにお進みください。

設備についてであります。それぞれの事業ごとに表にお示ししました設備が必要となります。2歳未満を対象とした乳児室は1人当たり3.3平米以上、2歳以上を対象とした保育室等は施設の区分に応じて1人当たり1.98平米から3.3平米以上と規定されております。また、2歳以上の子供を預かる場合には屋外で遊べる場所を1人当たり3.3平米以上確保すること

を義務づけています。

その他といたしましては、自園で調理するための調理設備や便所等の設備を求めておりません。

続きまして、給食であります。給食につきましては、居宅訪問型保育事業以外では提供することとなっております。同じ敷地内にあるほかの社会福祉施設と共有することも可能ですが、自園調理が原則であります。ただし、現在事業を実施している施設におきましては、5年間猶予の経過措置がございます。

国基準では各事業所で確保することが求められている連携施設で調理した給食を敷地外から外部搬入することも認められております。この連携施設であります。これは保育所や幼稚園、それから認定こども園が該当するものであります。役割といたしましては、緊急時の対応を含めた保育内容に関する支援や、3歳になって卒園してからの受け皿としての役割を担うものであります。ここでも連携施設を確保することが著しく困難で、必要な支援を適切に行うことができると市が認めた場合には5年間の経過措置が認められておるところであります。

ここで本市の考え方ではありますが、基本的には国の基準を準則としながら、次の2点について本市独自の考え方、基準を定めるものであります。まず、暴力団排除に関する規定であります。暴力団の参入、それから影響を排除することで、保護者や子供が安心して利用できる環境を整備する必要性から、条例の第5条に明記いたします。

次に、食事の外部搬入を不可とする規定であります。先ほど説明いたしましたとおり、国基準では、各事業所で確保することが求められている連携施設等で調理した給食を敷地外からでも外部搬入することも認められておりますけれども、保育所、それから認定こども園ともに3歳未満児について食事の外部搬入を認めていないこと。それから、3歳未満児の特に離乳食、離乳児につきましては、個々の成長発達の差が大きく、そしゃく、嚥下状況に合わせた刻み、すり潰しの作業が必要になり、搬入した食材を再度保育士等が手を加えることにつきましては食品衛生上好ましくないこと。また、現時点で本市内の認可外保育園、移行を考えられる認可外保育園ですが、この5園のうち、この家庭的保育事業等への移行を検討している2施設においては、大きな支障が生じないという現状から、食事の外部搬入は不可としたところであります。

いずれにいたしましても、11ページでございますとおり、第1章第1条から第5章第47条と附則5条から成ります甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例であります。9月定例会に上程いたしますので、概要を説明いたしました。よろしくお願
いいたします。

以上で終わります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 認可外が5つということだったんですが、認可外について今までは余
り補助的なものも何もなかったんですが、これである程度カバーできるということなんです
か。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 認可外、今まではこの家庭的保育事業等という分類はござ
いませんでしたので、認可外保育園につきましては利用料金で運営をするといったことであ
りましたが、今度これは公的資金、いわゆる今言う運営費の対象となりますので、委員がお
っしゃるとおり、公的資金が投入されて、未満児の保育を担う施設となると考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この9ページの小規模保育事業でA型、B型、C型とあって、ここの
A型、B型が、これ条件が同じで、A型とB型で分かれる、これはどういうことで区分をす
るの。内容が同じだね。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） この家庭的保育事業等の小規模保育事業につきましては、
A型につきましては現在の認可外保育園のちょっと大規模な施設を持ったもので、B型につ
きましては家庭的保育事業の合算型といいますか、合わさったものということで、施設上若
干違うということでもあります。

○委員（内藤久歳君） よくわからんな。

○委員長（小澤重則君） 三井課長、もうちょっと詳しくわかりやすく教えていただきたいよ
うですが。

休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○委員長（小澤重則君） 再開します。

これは9月の条例案件でございますので、詳しい話は9月の定例議会で行っていただきたいと思っております。今のことについては、今調べに行っておりますので、後でご報告させていただきます。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ございませんね。

なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で4番、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要についてを終了いたします。

次に、5番、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について説明いたします。

常任委員会資料12ページをお開きください。

この条例制定の背景であります。新しい子ども・子育て制度におきまして、教育・保育事業等を行っている事業者が公費の給付を受けるためには、子ども・子育て支援法に沿って施設等の運営をしていることを市町村が確認することが必要となります。このため、運営に関する本市の基準について必要な事項を子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定めるものであります。

条例で定めることとなります主な内容は、まず、利用定員の設定内容等についてでありま

す。新制度の給付は、市町村が確認する制度上の利用定員数に基づいて運用、いわゆる1人当たりの単価設定がされるものでありまして、市町村は事業者からの申し出に基づきまして、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行うこととなります。この利用定員は、施設給付費の対象数で、認可定員の上限以内で設定いたします。

また、利用定員は、施設・事業の区分及び認定区分、1号、2号、3号であります。これは子ども・子育て支援法第19条第1項に基づく1号、2号、3号でありまして、これに応じて設定するものであります。特定教育保育施設、つまり保育所、幼稚園、認定こども園の最低利用定員は、幼稚園を除きまして20人以上となるものであります。

特定地域型保育事業、先ほども説明いたしましたが、家庭的保育事業等の4種類の事業の利用定員は事業ごとに異なります。例えば小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下というものであります。

次に、運営に関します基準を定めます。利用手続に関することでは、保護者に運営方針等を事前に説明しなければならないこと、利用の申し込みを受けたときに正当な理由なく拒んではならないことや、市が行う利用調整等にできるだけ協力しなければならない。認定こども園または幼稚園は1号認定、これは教育を希望する場合がありますが、保育が必要でない場合ということですが、これにつきまして、利用定員を超える申し込みがあった場合は、抽せん、申し込み順など、あらかじめ示している選考基準によりまして選考しなければならないなどであります。

利用者負担額等の受領に関すること、つまり特定教育・保育施設が支払いを受ける内容では、保育園を除いた利用者負担額、施設型給付費、これは公費負担額であります。質の向上のために特に必要であると認められるこの対価、これは平均的な水準を超えた施設整備など公定価格では賄えない費用を賄うために徴収するものであります。これらを定めるということでもあります。また、提供される便宜に要する費用については、これは日用品、文具の購入費等あるいは行事の費用などであります。

13ページにお進みください。

教育・保育の内容に関する基準では、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針等に沿った教育・保育を提供しなければならないことや、教育・保育方針や開所日、それから開所時間を定めておかななければならないこと。また、提供する教育・保育の内容等を定めた運営規定を定めておかななければならない。教育・保育施設等の職員による虐待等の禁止、懲戒権の乱用禁止等を掲げております。

条例の構成は14ページにありますとおり、第1章第1条から第3章52条と附則5条から成ります。9月定例議会に上程いたしますので、概要を説明いたしました。よろしくお願ひします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これにつきましても先ほどと同じ9月定例議会に上程されるものでございますので、特にどうしても聞きたいことがありましたら質問を受けます。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で5番、甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要についてを終了します。

次に、6番、甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の概要について、担当より説明をお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） よろしくお願ひします。

甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の概要について説明いたします。

常任委員会資料15ページをお開きください。

この条例制定の背景であります、新しい子ども・子育て制度において、保育の必要性の認定基準につきましては、国が新たに子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援法施行規則で規定をいたすところです。したがって、根拠法令の変更に合わせて、現行の甲斐市保育所保育実施条例で定めております基準を国の規定に変更いたしまして、新たに条例を制定する必要がございます。なお、現行の条例につきましては、平成27年3月をもって廃止いたします。

現行制度におけます「保育の必要性」の基準では、保育を実施するためには、甲斐市保育所保育実施条例に上げているいずれかの「事由」に該当することを必要としておりまして、1番としまして就労、2番が妊娠または出産、3番が保育者の疾病または障害、4番が同居

または長期入院等をしている親族の介護または看護、5番が災害復旧、6番におきまして、前各号に類する事由であると市長が認める場合としておるところであります。

新制度における「保育の必要性」の基準には、1、求職活動、2、就学、3、虐待またはDVのおそれがあること、4、育児休業取得による継続利用が必要であることが追加されております。さらに就労につきまして、市では就労時間の下限を一月当たり48時間以上労働に従事していることと設定し条例に規定するものであります。

これらにつきましては、従来も同等の運用をしておりましたので、大きな変更はございませんが、条例に明示するということになるということですので、よろしく願いいたします。

次に、認定区分の設置であります。先ほど申しました子ども・子育て支援法第19条第1項第1号認定のお子さんは、満3歳以上で、教育標準時間認定、これは4時間あります。いわゆる幼稚園のサービス等をお考えいただければよろしいかと思います。それから保育の必要でない方です。2号認定のお子さんは、満3歳以上で、保育認定、保育の必要がある方です。3号認定のお子さんは、満3歳未満で、保育認定、保育の必要性がある方と区分いたしております。

最後に、保育必要量の設置であります。保育標準時間を保育必要量といたしまして、1日11時間までの利用に対応するものとし、保育短時間を保育必要量といたしまして、1日8時間までの利用に対応いたすものと認定するものであります。これによりまして、今現在の甲斐市立の保育園を例といたしますと、現行では開所時間を7時30分から19時とし、そのうちの8時半から16時30分を保育時間として、前1時間、後2時間30分を延長保育で対応しておりますところ、保育標準時間を保育必要量として1日11時間までの利用と認定された方は、7時30分から18時30分で、保育短時間を必要量として1日8時間までの利用として認定された方は、現行の保育と同じ8時半から14時30分までの利用可能となりまして、それ以外の時間につきましては必要に応じて延長保育で対応いたすこととなるものであります。なお、この時間設定につきましては、今後それぞれの私立の保育園もございますので、それぞれの保育園によりまして決定いたすこととなりますので、利用者の皆さんがそれを見ながら希望する保育園を定めるということになるかと思っております。

この条例の構成につきましては、16ページにございましており、第1条から第6条と附則から成ります。前の2つの条例と同様、9月定例会に上程いたすものでありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

先ほどと同じように、9月定例議会案件でございますので、承知してご質問していただきたいと思います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で6番、甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の概要についてを終了します。

先ほどの休憩時の答えいいですか。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 先ほどの内委議員からの質問ですけれども、A型とB型、確かに認可の定員の人数は変わりません。ただ、この小規模保育事業ということで、新規に新たに始まる事業です。国のほうでもその小規模保育事業に事業者が参入しやすいようにということで、その9ページの下の表に資格要件というのがございます。A型は全て保育士、B型については半数以上が保育士、あとは市町村長が行う研修を修了した者というふうな形で、事業者が参入しやすいようにそういうふうな分けをしているという形になっております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございました。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません、補足の説明をさせていただきます。

実は小規模保育事業につきましては、A型、B型、C型がありまして、先ほど言いました公費の負担額がABCによって違うということで、ここで金額が分かれてくる。ただ、ちょっとこれまた利用者負担の問題になりますので、また後日常任委員会のほうにご報告等をさせていただきますんですが、利用者負担につきましては、先ほど言いました1号、2号、3号。対象になりますのは3号のお子さんになるわけなんですけど、その3号のお子さんの利用者の

負担金は所得によって違うわけですが、この小規模保育事業を使う場合も保育所を使う場合も同じ利用者負担額になるということで、言えばサービスの度合いが、いいサービス、悪いサービスというのはちょっと言いづらいですが、A型を使ってもB型を使っても保育所を使っても、同じ負担金であるということで、公費負担金だけは違うんですが、利用者負担金は同じだということところがちょっと私ども疑義を感じるところがあるんですが、そういうことで、先ほどお答えといたしましては、この保育士の資格、それから公的負担が違うというところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

次に、7番、竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事について、担当より説明をお願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、引き続きまして、竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事についてであります。

まず、竜王北保育園建てかえ工事についてであります。資料の17ページをお開きください。

この事業につきましては、竜王西保育園同様、国の交付金対象でありますことから、昨年度の12月議会におきまして繰越明許の手续をとらせていただいております。竜王西保育園同様、現園舎敷地でありまして、保育をしながらの建てかえとなっております。

工事請負者につきましては、建築主体工事が三井建設工業・中村建設JV、電気設備工事がヨツヤ電気・川久保電気JV、機械設備工事は甲信日成・勝又設備工業JVで、工期は12月12日までとなっております。建物の完成後、新園舎への引っ越しを行って、旧園舎の解体も含めた外構工事につきましては、建築工事との折り合いを見ながら工事発注をしまして、3月中旬の事業完成を予定しております。

工事の進捗状況を報告いたします。現在、鉄骨の建て方を終えまして、1、2階の立ち上がりのコンクリートの打設を終え、屋上の立ち上がりコンクリートの打設を行っております。建築主体工事の進捗率でいきますと、8月12日現在であります。計画どおりの24%であります。

次に、竜王西保育園建てかえ工事についてですが、資料の18ページをお開きください。

請負業者につきましては、建築主体工事が日経工業・樋川建築JV、電気設備工事が伸電工業・小笠原電気工業JV、機械設備工事はカネト設備・山野設備工業JVであります。

建てかえ工事の進捗状況を報告します。現在、主要な鉄骨の建て方を終えまして、ボルトなどの本締めを行っております。建築主体工事の進捗率につきましては、3月13日現在、計画を上回っております。32.05%となっております。

以上であります。8月13日現在であります。すみません。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で7番、竜王北保育園、竜王西保育園建替え工事についてを終了いたします。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告がありましたらお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、子育て支援課からは3点ございます。

まず、ご案内をいたしました。8月28日、午前10時から甲斐市立敷島保育園、甲斐市敷島子育て広場、甲斐市ファミリーサポートセンター落成式を挙行いたしますので、議長さん、副議長さん、常任委員さん方のご出席をお願いいたします。

次に、第4回目となります甲斐市子ども・子育て会議の日程であります。紙ベースでお知らせいたしておると思いますが、9月4日、午後4時から北部公民館の3階視聴覚室で開催いたします。内容は保育の必要性の認定についてなどであります。ご承知おきいただきたいと思っております。

最後に、9月定例議会についてであります。子育て支援課からは先ほどの3つの条例の制定をお願いいたしますこととなりますので、あわせてお願いいたします。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

質疑等がございましたら。

ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、次に、子育て支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上で子育て支援課関係のその他を終了します。ここで暫時休憩とし、職員が退席します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

次に、内容8、視察研修及び意見交換会について議題といたします。

まず、視察研修については、8月12日の全員協議会で報告したとおり、3常任委員会合同で行います。日程については11月5日、6日の1泊2日を予定しております。

視察場所については、1カ所がバイオマス施設の視察を行いますが、そのほかに一、二カ所視察を予定しておりますが、現在、検討中でございますので、決まり次第ご連絡をいたします。ご承知願います。

次に、意見交換会について、前回子育ての貧困化が社会問題化しているということで、委員よりご意見がありましたが、これまで子育てや高齢者の関係等の意見交換が多かったことから、今回は環境に関する団体との意見交換を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょうかね。

前回に資料で渡しました関係行政委員会等の一覧表で、13番に環境審議会委員というのがあるんですよ。そこと調整を図りたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにさせていただきます。

大体の日程が決定次第、ファクス等によりお知らせをいたします。

以上で8番、視察研修及び意見交換会についてを終了します。

次に、次第の4、その他に入ります。

委員の皆さんからありましたらお願いします。

何かございますか。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようでしたら、次に、事務局からありましたらお願いいたします。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようでございますので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分